

須坂市農業委員会 令和元年8月総会 議事録

- 1 招集 令和元年8月29日(木) 午前9時30分
- 2 開会 令和元年8月29日(木) 午前9時30分
- 3 閉会 令和元年8月29日(木) 午前10時21分
- 4 場所 須坂市市役所 305 会議室

- 5 出席した農業委員 (14 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	9 番	中村嘉博
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	10 番	宮尾哲雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	11 番	春原 博
〃	2 番	茂木 都	〃	12 番	平野 正
〃	3 番	中澤秀樹	推進委員	15 番	竹前清孝
〃	4 番	小林 昇	〃	16 番	小林郁雄
〃	5 番	長野 衛	〃	17 番	市川和志
〃	6 番	谷口マ子	〃	18 番	小林英次
〃	7 番	斎藤 稔	〃	19 番	神林秀明
〃	8 番	山岸和人	〃	21 番	依田浩明

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 20 番 豊田耕一

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第10号 農地法第4条第1項第8号(2アール未満の届出)の規定による届出について(→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須崎市農業委員会 8 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、農業委員総数 14 人中全員の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

また、豊田耕一推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須崎市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

なお、6 月総会で徹底しましたが、発言の際は挙手をし、議長の指名を受けた後、起立をして発言してください。

議長 どうもご苦勞様です。農作物の収穫も始まりまして大変お忙しいなか、8 月総会にご参集いただきましてありがとうございます。それではさっそく 8 月総会に入らせていただきます。

8 月提出分の 4 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須崎市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、12 番 平野正委員、13 番 田中郁男委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 14 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 5 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13 番 No. 1、No. 2 についてですが、私と会長、小林委員、市川委員で確認してまいりました。当初、No. 1、No. 2 につきましては問題のある内容で、6 月に確認した際に、畑としての体を要さない状況でそれについて再度申し入れをして、その後畑の土を入れ替えまして上から客土をしまして作付けのできる状態になっています。それから下にありました畑も荒れたままでしたが、ここもきれいに整地して作付けのできる状態になっています。また、南にありますもう 1 枚の畑につきましても草刈をきれいにしてありまして機械も入れる状態になっています。また、今日審議を終えた後、作付けをする予定で、私どもとしてはこの件については、農地として十分活用できると判断をしてまいりました。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3 番 No. 5 についてお伺いします。全部贈与ということだと 16,565 平方メートルを贈与するということになるんですが、本人の経営面積 162 アール以上に贈与するということはあるんですか。

それと贈与税の納税猶予の制度があるんですが、その点について申請者へ説明されて申請に至ったのか。その点をお訪ねします。

事務局 贈与税の関係については、譲受人も気にされていまして、ご説明をさせていただいたうえ、本人に了解いただき申請に至ったということです。

それと、大字日滝字郷原 568 番の 406 平方メートルについては、山林の際にある農地で山林原野化してしまっているということで、不耕作地であるということで経営面積には含んでいません。

3 番 あくまでも農地法 3 条の申請であって、農地でないとすればそれは農地法に抵触しないのではないですか。ですからこれは 165 アールを贈与するということなんではないですか。

事務局 すみません。経営面積 162 アールを 165 アールに議案訂正をお願いします。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

16 番
事務局

改めてNo.1、No.2の譲受人の経営内容と経営面積を教えてください。

まず、取得農地の営農計画をご説明させていただきます。取得農地の現況及び利用計画につきましては、4筆の内椎茸栽培施設の東側にある2筆については、野沢菜やサツマイモを栽培する予定とのこと。椎茸栽培施設西側にある1筆につきましては、今現在、タラノ芽の栽培を計画しているとのこと、この農地で3年ほどタラノ芽の木を育成した後で、ふかし栽培を椎茸栽培施設の中にあるコンテナを利用して行いたいということです。また、南側にある農地につきましては、サツマイモを栽培したいということです。営農の状況ですが、山ノ内町から耕作証明が出ていまして、水稻約36アール、トウモロコシ約28アールを栽培しています。これらにつきましては、〇〇で提供されているほか、直売所等で販売しているとのこと。それから労務状況ですが、椎茸栽培で3人の従業員を雇用しているとのこと。それから通作距離と機械の状況ですが、山ノ内町の本社から距離にして約30キロメートル、時間にして約1時間の通作距離ですが、〇〇で椎茸栽培に関わっているパートがいますので、その方が直接栽培に関わるということです。農業用機械の装備の状況につきましては、2トントラック1台、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台であります。以上です。

16 番

今、〇〇に関してはお聞きしましたが、現場を確認したら写真を撮るなり指導することをしていくが大事だと思うので、これからもよろしくお願いします。

それから、No.1の譲渡人についてですが、平成26年6月に農地を1.8ヘクタール購入されていて、それを譲受人が買ってきているわけですが、単純計算すると1.8ヘクタール購入の時は、坪〇〇円で買っているんです。それが譲受人は平方メートル〇〇円で買っているんです。もし、1.8ヘクタールが売れたとするなら譲渡人は、耕作しないで〇〇円入ってくることになります。譲受人は経営規模拡大ということで買っていますし、今後指導していくことも必要だと思うんです。それも単に意向調査ではなくてちゃんと指導するというのでやっていただきたい。

事務局

写真等の件も含めましてそのように指導していきたいと思います。

21 番

No.1、No.2の譲受人についてですが、山ノ内町に65アールの農地があるということですね。そして、椎茸栽培をする場所は農地ですよ。それは耕作面積に入っていないんですか。

事務局

椎茸栽培施設は農業用施設用地の上で栽培していますので、農業関連事業には含めませんが、経営耕地面積には含まれません。

21 番

宅地へ転用もされていないんですよ。

事務局

先ほどの経営耕地面積は、土を使って耕作している面積です。椎茸栽培施設は農業用施設用地で農地転用の許可をとってありまして経営耕地面積には含まれません。

21 番

宅地扱いになっていないんですか。

事務局

あくまでも現況主義で地目を決めますので、あの土地を宅地にするか、雑種地にするかはわかりませんが、課税上は農業用施設用地として課税されると思います。

説明員

農振法上の扱いとしては、あの土地は宅地になったというよりはキノコ工場という目的を定めて農振法上の規制を緩くしているので、例えばキノコ工場をやめました。そこに家を建てますというわけにはいかず、農業用施設ということで許可を得ているので農振法上の規制は続くことになります。

7 番

先ほどの説明のなかで、モロコシと言われたんですが、トウモロコシとモロコシは別の物なのできちんとしておいて欲しいと思います。

事務局

トウモロコシでカッコ書きで申請上は、スイートコーンです。

議長

ほかにないようですので、採決を行います。議案第14号の5件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第14号の5件については、許可と決定しました。

議長

次に、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

議長 ないようでありますのでこれより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決を行います。議案第 15 号の 2 件について、意見可と決定する
に賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 15 号の 2 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定につ
いて」申請件数 1 件を議題といたします。
事務局の説明を願います。

事務局
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決を行います。議案第 16 号の 1 件について、意見可と決定する
に賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 16 号の 1 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の決定について」申請件数 3 件を議題といたします。
最初に、議案第 13 号の No.1 から No.2 までの 2 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 17 号の No.1 から No.2 までの 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは
挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 17 号の No.1 から No.2 までの 2 件については、決定
とすることに決定しました。

議長 次に、議案第 17 号の No.3 の 1 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
ございませんか。
ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

16 番
説明員 No.3 の譲受人の経営内容を教えてください。
譲受人は〇〇町の〇〇さんですが、そのまわりで稲作を 1,600 平方メートルやってい
らっしゃいます。今回申請の土地につきましては、地図上の申請地の 上側の座禅とかを

行う豊楽庵の宿泊者に提供する野菜を作るための畑を取得するというので申請されました。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
議案第 17 号のNo.3 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 13 号のNo.3 の 1 件については、決定とすることに決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、
報告第 9 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件及
び報告第 10 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号 (2 アール未満の届出) の規定による届出
について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 質疑意見はございませんか。

3 番 No.8 の面積の表示は、小数点第 2 位まで書いてありますが良いのですか。

事務局 議案の訂正をお願いします。1362 番 2 ですが、12 平方メートルに、1363 番 4 を 133
平方メートルに訂正いただき、合計は、750 平方メートルに訂正をお願いします。

議長 ほかにないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、8 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名委員

署名委員